

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一～六の三（略）</p> <p>六の四 三塩化チタン及びこれを含有する製剤</p> <p>六の五～六の九（略）</p> <p>七～二十四の二（略）</p> <p>二十四の三 フルオロスルホン酸及びこれを含有する製剤</p> <p>二十四の四（略）</p> <p>二十五～三十（略）</p> <p>三十一 六弗化タンゲステン及びこれを含有する製剤</p> <p>（劇物）</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げるものを劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一～三十一の二（略）</p> <p>三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 五・アミノ・一・（二・六・ジクロロ・四・トリフルオロメチルフェニル）・四・エチルスルフィニル・一・H・ピラゾール・三・カルボニトリル（別名エチプロール）及びこれを含有する製剤</p>	<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一～六の三（略）</p> <p>六の四～六の八（略）</p> <p>七～二十四の二（略）</p> <p>二十四の三（略）</p> <p>二十五～三十（略）</p> <p>（劇物）</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げるものを劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一～三十一の二（略）</p> <p>三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p>

(2)|
(11)|
(略)

(12)| (E)・ウンデカ・九・エンニトリル、(Z)・ウンデカ・九・

エンニトリル及びウンデカ・一〇・エンニトリルの混合物 (E

・ウンデカ・九・エンニトリル四五%以上五五%以下を含有し

、(Z)・ウンデカ・九・エンニトリル二三%以上三三%以下を含

有し、かつ、ウンデカ・一〇・エンニトリル一〇%以上二〇%以

下を含有するものに限る。) 及びこれを含有する製剤

(13)|
(33)|
(略)

(34)|

四・シアノ・三・五・ジフルオロフェニル＝四・ブタ・三・エ

ニルベンゾアート及びこれを含有する製剤

(35)|
(139)|
(略)

三十三～九十九の二 (略)

九十九の三 メチル＝N・ニ・一・一・(四・クロロフェニル)・一H

・ピラゾール・三・イルオキシメチルフェニル (N・メトキシ)

カルバマート (別名ピラクロストロビン) 及びこれを含有する製剤

九十九の四～九十九の九 (略)

百～百九 (略)

2 (略)

(1)|
(10)|
(略)

(11)|
(31)|
(略)

(12)|
(32)|
(略)

(13)|
(33)|
(略)

(14)|
(34)|
(略)

(15)|
(35)|
(略)

(16)|
(36)|
(略)

(17)|
(37)|
(略)

(18)|
(38)|
(略)

(19)|
(39)|
(略)

三十三～九十九の二 (略)

九十九の三～九十九の八 (略)

百～百九 (略)

2 (略)